別記第６号様式（第１１条関係）

パートナーシップ宣誓書の写し等返還届

和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第１１条の規定により、

* パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証を返還します。
* パートナーシップ宣誓書受領証を返還します。
* 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに○をつけてください。）

1. 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
2. 要綱第3条第2号から第4号までに規定する要件を満たさなくなった
3. 要綱第13条第1項の規定により、宣誓が無効となった
4. 要綱第13条第2項の規定により、受領証が無効となった

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　（宣誓者）　　　　　　　　　（宣誓者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  |  |
| 氏名又は通称 |  |  |
| 住　所 |  |  |

受付